

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会の意見等に対する回答

	意見等	補足	回答
大石委員 (第7回)	B案について、法律上そういうことが許されるのか。発電用の水量の確保については、河川管理者から発電用の目的に取水を許可されているだけであって、それ以外の目的外転用ということに対して、法的に許されると私は理解していない。	私は水利権とは取水についての権利ではなく、水を使う権利であると理解しているところです。水を使わないことをもって権利を主張することはできず、水を使わないことで得られる利益は東京電力の利益とはなりません。短く言えば水を使わないで済ませられるのであれば、東京電力は JR 東海と協議したりせず、取水しないべきであり、それはトンネル工事に伴う水資源の補償には、なりません。	<p>(第8回の意見等と併せて回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理について国土交通省鉄道局に照会したところ、政府部内で整理した結果として以下の考え方が示されたところです。 河川法第 23 条では、「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を得なければならない。(以下略)」とされており、一般に河川の流水を占有する権利を水利権と呼んでいます。 この「河川の流水を占有」することについては、判例[*]上、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的かつ独占的に継続して使用する権利」と定義されています。 <p>※ 東京都三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(最高裁 昭和 44 年 12 月 18 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、一般的に、河川の流水は、取水施設に収容されたときに河川の流水と隔離され、利水者の管理下に置かれることとなり、利水者は、その管理下においた水について、占有許可で定められた目的以外の目的で自ら使用し、又は他人に使用させることはできないとされています。 いわゆる B 案は、大井川の流量を維持する目的で、工事の一定期間(山梨県側から掘削する先進坑が県境を越えて静岡県側の先進坑とつなが

	意見等	補足	回答
大石委員 (第8回)	<p>前回、「法律上そのようなことが許されるのか」という点について質問し、今回は法律上の問題についての資料も出てくるかと想像していたが、特に資料がないので、改めて法律上の懸念点について回答いただきたい。</p> <p>田代ダムにある水利権は発電目的と理解している。したがって、それをリニアモーターカーの建設に伴う水資源の補充に替えることは、水利権の変更の手続が必要になると思う。さらに、この先は私の法律解釈に当たるので、間違っていることがあるかもしれないが、説明を願いたい。リニアモーターカーの建設に伴う水資源の補充のために水利権を使う場合、水利権のうち「その他の水利使用」に当たると理解した。その許可者は都道府県知事または指定都市の長となっていると河川法には記載されている。一般的に、田代ダムの水について水利権を認めなければ、大井川に流れることになり、認めて返すことを経ずに、認めなくてもその水は流れるので、特に水利権を認めるということを想定するのは困難ではと考えたところである。</p> <p>東京電力とJR東海との間で協議するとなっているが、そこで金銭の授受というのを発生させるということは考えられない。河川法では「河川の流水は私権の目的になることができない」と記載されていて、水利権の売買というものは行なうことができないと規定されている。もし売買を経ずに譲渡となると、水利権の権利は河川管理者の承認を受けて譲渡することになり、「承認を受けた者は元の水利権を継承する」と記載されている。すなわち、JR東海が発電目的のためにこの田代ダムの水利権を活用するのであれば認められる可能性はあるが、リニアモーターカーの建設に伴う水資源の補充のためとなると、法的には認めにくいのではないかと想定する。</p>	<p>現状で、私には法律上の問題があるようにしか思えません。その理由については左記で述べています。それは懸念かもしれません。これらの懸念を払拭してください。</p>	<p>るまでの期間)、東電R Pが保有する水利権の一部を行使しないというものとどまり、東電R Pは、取水抑制する流水について、大井川の流水から隔離してその管理下に置くものではなく、他者が当該流水を利用した場合はこれに対抗することはできません。また、JR東海がその流水を排他的かつ継続的に使用する立場を得るわけでもありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのため、東電R Pが取水を抑制したことによって、発電目的以外の目的で排他的・継続的に流水を使用することには当たらず、占用目的の変更も不要と考えられます。 ・また、河川法第34条では、「第23条(略)の許可(略)に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。(以下略)」とされています。 ・しかし、東電R Pが取水を抑制した大井川の流水を、JR東海が自らの管理下に置き、排他的・継続的に使用するものではないため、河川の流水を占有することにはならず、東電R Pの水利権の一部を譲渡されたと解するのは困難です。 ・よって、いわゆるB案は水利権の譲渡には該当せず、河川管理者の承認は不要と考えられます。 ・なお、上記の見解はJR東海が示したいいわゆるB案をもとに限られた情報に基づき法制上の整理を行ったものであり、JR東海と東電R Pとの今後の協議等により修正がありえます。